

台風15号関連の支援施策一覧



登録は
コチラから

静岡商工会議所調べ（2022年10月26日現在）。詳しくは各お問い合わせ先にご連絡ください。

項目	制度名称	対象	受付窓口	お問い合わせ先	持ち物	備考
全般	罹災証明書	住家等が台風等により被害のあった方	お住いの区役所 地域総務課	◆葵区役所地域総務課 TEL:054-221-1343 ◆駿河区役所地域総務課 TEL:054-287-8697 ◆清水区役所地域総務課 TEL:054-354-2024	・申請者の本人確認書類 * 代理申請は委任状が必要です	
支援金	静岡市被災中小企業等支援金	市内に建物を所有又は使用し、事業の用に供する建物等に対して、罹災証明を受けた中小企業者等	静岡市被災中小企業等支援金支給チーム	◆静岡市被災中小企業等支援金支給チーム TEL:054-354-2672	・被災中小企業等支援金交付申請書 ・罹災証明書 ・誓約書 ・請求書 ・口座が確認できるもの（通帳の写し等）	支援金額 ◆一事業者 10万円
見舞金 (個人の方)	静岡市災害見舞金	罹災証明を受けた方	お住いの区役所 地域総務課	◆葵区役所地域総務課 TEL:054-221-1343 ◆駿河区役所地域総務課 TEL:054-287-8697 ◆清水区役所地域総務課 TEL:054-354-2024	・身分証明書（運転免許証など） ・罹災証明書 ・印鑑	見舞金額 ◆住居の全壊又は全焼 10万円 ◆住居の半壊又は半焼 5万円 ◆住居の床上浸水 2万円 ◆死亡の場合 10万円 ◆負傷により1か月以上の治療を要す見込5万円 ◆便槽が浸水し、くみ取りを行った場合上限2千円
融資	中小企業災害対策資金	県内において6か月以上継続して同一事業を営んでおり、台風15号に伴う災害により直接被害又は間接被害を受けている事業者	お取引のある金融機関	◆静岡県経済産業部商工金融課 TEL:054-221-2519	・決算書 等	
融資	セーフティネット保証4号(保証制度)	・指定地域において1年間以上継続して事業を行っている事業者 ・災害に起因した理由により、最近1か月の売上高が前年同月と比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高等が前年同期と比して20%以上減少することが見込まれる事業者	お取引のある金融機関	◆静岡県信用保証協会 TEL:0120-783-507	・直近1か月の売上高が確認できる資料 ・決算書 等	
融資	災害貸付	・災害により直接被害を受けた事業者 ・直接被害を受けた事業者との取引に起因する売上の減少による間接的な被害を受けたと認められる事業者	日本政策金融公庫	◆日本政策金融公庫 静岡支店 TEL:0570-049824	・決算書 等	
融資	小規模企業共済貸付	災害により被害を受け、小規模企業共済に契約し、12か月以上の掛金を納付している共済契約者	商工中金	◆商工中金 静岡支店 TEL:054-254-4131	・被災したことを証明する書類 ・中小機構からの通知物 ・実印・印鑑証明書 ・本人確認書類 ・収入印紙	
税金	固定資産税の特例	災害により事務所等の事業用固定資産が滅失・損壊した方	【葵区・駿河区】 固定資産がある区役所 固定資産税課 【清水区】 清水市税事務所	◆葵区役所固定資産税課 TEL:054-221-1047 ◆駿河区役所固定資産税課 TEL:054-221-1547 ◆清水市税事務所 TEL:054-354-2082		
税金	県税の期限延長・減免等	災害により被害のあった方 * 税種目ごとに対象が異なりますので各財務事務所にお問い合わせください	静岡財務事務所	◆静岡財務事務所 TEL:054-221-2043	税種目により持ち物をご確認ください	県税の対象税種目 ◆個人事業税 ◆不動産取得税 ◆自動車税 ◆個人県民税
保険	損害保険	住家や自動車等が台風等により被災した方	各保険会社相談窓口	◆各保険会社連絡先 https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2022/ctuevu0000014dh3-att/madoguchi.pdf	・保険証券 ・罹災証明書 等	

※内容の変更・更新や新たな施策の情報が入り次第、随時更新いたします。